

年金 だより



国民年金保険料免除等の 申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、三種町役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、三種町役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

ここが
ポイント！

毎年の申請が不要！

翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予を希望される場合は、申請書の所定の欄に印を付していただくことにより、翌年度以降の申請書の提出は不要となります。

※全額免除または納付猶予の承認を受けられた方に限ります。

※失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要となります。

※所得要件の審査は、町民税の申告内容をもとに行いますので所得申告を忘れずに行ってください。

免除された期間の保険料と年金はどうなるの？

- 保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
- そこで、これらの期間は、10年以内（例：平成29年4月分は平成39年4月まで）であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができ、納めると年金額が減少しません。ただし、老齢基礎年金を受けられている方は追納することができません。
- 保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

国民年金受給予定者を対象にした相談を年金窓口で行っています。お気軽にご相談ください。



◆問い合わせ先

秋田年金事務所 ☎018-865-2392 健康推進課国保年金係 ☎0185-85-2137
琴丘総合支所地域生活係 ☎0185-87-3516 山本総合支所地域生活係 ☎0185-83-2115

広告

東北の山間に暮らす女の
静かに燃え上がる切ない胸の内を
滝の流れに映しつつ
岩本公水が魂をこめて歌い上げます。

プロフィール

出身/秋田県雄勝郡羽後町 血液型/O型
趣味/陶芸、登山、カメラ 資格/ホームヘルパー2級

平成7年に「雪花火」でキングレコードよりデビュー。
平成9年に第48回「NHK紅白歌合戦」に初出場。
一昨年デビュー20周年を迎える。



実力派演歌歌手としての真骨頂。

岩本公水 ディナーショー

2017.9/2日開演 会場 料亭 松竹
〈五城目町〉



友情出演 男鹿市出身
山川 大介

昼の部 〈開場〉11:45

お一人様 **7,000円**
お料理・消費税込

夜の部 〈開場〉16:45

お一人様 **11,000円**
お料理・消費税込

チケットの購入
お問い合わせ先 **018-854-8749**
〈主催〉サクセス株式会社